

## 愛知県文化活動事業費補助金交付要綱

### (趣 旨)

第1条 県は、文化の振興を図るため、県内各地において芸術文化活動事業、伝統文化の後継者育成事業等の文化活動を行う団体（以下「文化活動団体」という。）が行う文化活動事業に対し、予算の範囲内において、愛知県文化活動事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、愛知県補助金等交付規則（昭和55年愛知県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (交付の対象)

第2条 前条に規定する事業は、県内各地の文化の振興に寄与できる事業として、知事が決定した事業（以下「補助事業」という。）とし、この実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象として知事が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について補助金を交付する。

ただし、他の県費補助金の交付の対象となる事業は、対象としない。

- 2 補助事業の事業内容、補助対象団体、補助対象経費は別表のとおりとする。
- 3 交付の対象となる補助事業の実施期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

### (交付額の算定方法)

第2条の2 この補助金の交付額は、別表のとおりとする。ただし、別表の条件を満たしていた事業において、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために、事業を中止又は内容変更した結果、補助限度額又は補助金算定基礎額の下限額を下回った場合は、この下限額を適用しないものとする。

### (交付申請書の提出)

第3条 補助金の交付を受けようとする団体は、補助金交付申請書を別に定める日までに、知事に提出しなければならない。

### (交付の決定及び通知)

第4条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、別に置く「愛知県文化活動事業費補助金企画審査会」の選考または承認のうえ、補助金の交付の決定をし、その決定の内容及びこれに付した条件を記載した書面により、補助金の交付を申請した団体に通知するものとする。

### (交付申請の取下げ)

第5条 規則第7条に規定する申請の取下げ期日は、交付決定の通知を受けた日から30

日以内とし、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(事業内容の変更承認)

第6条 補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとする場合は、変更が明らかになった時点で速やかに変更交付申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

ただし、交付決定を受けた補助金の額に変更をきたさない場合における次に定める変更については、この限りでない。

(1) 経費の配分の変更が、経費の能率的あるいは効率的使用に資するものであり、かつ、補助目的の達成に支障がないと認められる場合であって、当該経費の20%以内のもの。

ただし、経費の目的を実質的に変更しない限度とすること。

(2) 補助目的達成のための弾力的運用に伴う事業内容の変更。

(3) 補助目的を損なわない事業計画の細部の変更。

2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することがある。

3 知事は、前項の規定により交付決定の内容の変更をしたとき又は条件を付したときは、その変更した内容又は条件を記載した書面により変更交付申請をした補助事業者に通知するものとする。

(補助事業の中止又は廃止)

第7条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、あらかじめ中止又は廃止承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 補助事業者は、補助金申請時からの事業内容変更の結果、別表に定める補助金算定基礎額の下限額を下回った場合には、廃止承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

3 知事は、前項の規定による中止又は廃止承認申請書を受理した場合において、これを審査し、中止又は廃止を承認したときは、中止又は廃止を承認した旨を記載した書面により中止又は廃止承認申請をした補助事業者に通知するものとする。

4 補助事業者は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために、補助事業を中止し、又は廃止する場合は、それまでにかかった経費について、補助を受けることができるものとする。この場合は、第1項及び第2項の規定によらないものとし、第6条の規定による事業内容の変更承認を受けなければならない。ただし、申請時点で補助事業を中止している場合は、承認を省略することができるものとする。

(実績報告)

第8条 規則第13条に定める実績報告書は、補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合又は第7条第4項の場合を含む。以下同じ。）の日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月5日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第9条 補助金は、規則第14条の規定による補助金の額の確定後に交付する。

ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を概算払により交付することができる。

2 補助事業者は、補助金の額の確定後、補助金請求書を知事に提出するものとする。

(補助金の交付決定の取消及び通知)

第10条 知事は、規則第16条の規定によるもののほか、補助事業者が次の各号に該当する場合は、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消すことがある。

- (1) 補助金の運用又は補助事業の執行方法が不相当と認められるとき
- (2) 補助事業を中止し、若しくは廃止したとき
- (3) 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するとき
- (4) 上記(3)であることを隠蔽するため、虚偽の申請をしたとき

2 知事は前項の規定による取り消しをしたときは、補助金交付決定を取り消した旨を記載した書面により、補助事業者に通知するものとする。

(検査等)

第11条 知事は、補助事業者に対し、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、その目的を達成するために必要な限度において補助金の使途について必要な指示をし、報告書の提出を命じ、又はその状況を実地に検査することができる。

(財産の処分の制限)

第12条 規則第20条ただし書に規定する知事が定める期間は、「減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」に定められている期間又はそれに準ずるものと認められる期間とする。

2 規則第20条第2号に規定する知事の定める財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上のものとする。

3 補助事業者が規則第20条の規定により承認を得て財産を処分したことにより収入があったときは、知事はその交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を納付させることがある。

(その他)

第13条 この要綱の実施に関しては、愛知県文化活動事業費補助金実施細則に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成3年6月17日から施行し、平成3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成4年1月28日から施行し、平成3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年7月14日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年7月15日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年5月28日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。